

震災 20年と御用学者 専門家の適用限界を超える言説を防ぐには

「御用学者」という言葉がある。公害が社会問題化していた1970年代、市民運動の間で、蔑みと憤りをもって語られた。最近では、すっかり死語になった感があったが、東日本大震災で再び取り上げられるようになった。岩波書店が出している雑誌『科学』の2011年9月号に『御用学者がつくられる理由』という実に興味深い論考が掲載されている。もちろん論者らの念頭には原発や被曝問題があるのだが、阪神・淡路大震災から20年、被災者支援に知恵を絞ってきたわれわれもこの存在に悩まされてきたと正直に打ち明けよう。

広辞苑によると「御用学者」とは、「学問的節操を守らず、権力に迎合・追従する学者」とある。この類の学者は無視すればよいのだが、彼らの専門的知見が、社会的な問題の方向性を決めるのに影響力を持つとするならば、事は容易ではない。御用学者が生まれる理由はさまざまあるが、岩波の論考は「価値判断を学者に丸投げする」社会にも問題があるとする。そこで、専門家は、しばしば研究者としての適用限界を超え、決定者を僭称し、被災者を含む社会に対するパターナリズムに陥ってしまうという。パターナリズムとは、父権主義などと訳されるが、当事者の利益のためにと称して、当事者に代わって意思決定をする一種の支配形式のことだ。

被災者生活再建支援法が現行の形になるまで、さまざまな委員会や検討会の中で語られた言葉を思い出してみよう。「公共性を有するか疑問」「他制度とのバランスから適切かどうか」「過剰な援助は被災者の自立に向けた意欲をそぎかねない」等々、まさしく父親が子どもにも干渉・統御するよ

うな言葉が震災20年の裏面史の中で綴られてきた。

岩波の論考は、一つの対処法として、オーストラリア・ニューサウスウェールズ州の土地環境裁判所や州最高裁判所などで採用されている「コンカレント・エビデンス (concurrent evidence)」という専門家証言方式の応用を挙げている。「協働鑑定」「寄り合い鑑定」などと言った訳語が提示されているが、要するに複数の専門家がそれぞれ証拠を用意し、レポートによって異なる意見を整理し、専門家同士の質疑応答によって、問題の差異がなぜ生じているのを明らかにする、というものだ。さしずめ被災者生活再建支援法の問題なら、支援幅の拡大派と縮小派の専門家が公開の審議会で意見を闘わせ、その主張点、差異点を広く国民に公開していく方式などが考えられるだろう。

と同時に、裁判員ならぬ復興委員の制度化を提唱したい。20年前、被災地KOBEを訪れた米国の研究者は「サンタクルーズに学べ」という言葉を遺して去った、という都市伝説のような逸話がある。1989年10月のロマブリエータ地震で大きな被害を被った米国西海岸にあるサンタクルーズ市が設置した、復興を審議する円卓会議の構成員は36人、うち半数は一般市民だった。しかも、ワークショップ(審議)は300回にも及び、審議内容は、その都度、街中の情報ステーションを通じて市民に伝えられたという。関西学院大学災害復興制度研究所では2009年、米国サンタクルーズ市から当時の復興計画を取り寄せ、和訳本を刊行した。災害復興や被災者支援にかかわる国や地方自治体の会議には、この方式にならない、一定数

の委員は必ず被災者の中から選ぶことを法律で義務づける。

さらにいえば、制度の審議にかかわる専門家たちに「利益相反申告義務」を課すことだ。「利益相反」とは、外部からの経済的な利益関係に伴い生じる個人の利益と社会的責任が衝突・相反し、公的業務の遂行並びに公的研究の遂行に必要とされる公正・適正な判断が損なわれる、または損なわれるのではないかと、第三者から懸念が表明されかねない状態をいう。端的に言えば研究費の出所や関係する業界・団体の公開だ。

これらの歯止めにより、専門家のパターナリズムを排し、被災者の自己決定権を拡大していくことができる。これこそが、国の「まとめ」や「中間整理」で、好んで使われる「被災者の自立」につながっていくのではないか。震災20年の総括は数多く上梓されているが、今こそ水面下で密やかに語られてきた裏面史の相克についても公に整理する時期がきているといえるだろう。

【日本災害復興学会 News letter】Vol. 21、2015年3月